

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領

制定	令和2年4月1日付け	元農振第2670号
最終改正	令和8年4月7日付け	7農振第2850号 農林水産省農村振興局長通知

第1 趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（2）の中山間地農業推進対策の実施については、交付等要綱に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業内容等

中山間地農業推進対策は、地域の特色を活かした多様な取組により中山間地域等（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第3の3で定める対象地域をいう。以下同じ。）の振興を図る次に掲げる事業を重点的に支援するものであり、具体的な事業内容、選定要件等は、別表1の定めによるものとする。

1 中山間地農業ルネッサンス推進事業

（1）中山間地農業ルネッサンス推進支援

中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等

（2）元気な地域創出モデル支援

ア 一般型

農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな取組等

イ 地域力活用型

地域外の人材や企業等と連携して行う地域力活用に向けた調査、計画作成及び実証並びに省力化作物及び新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備に関する取組等

（3）地域力活用サポート事業

各地域における地域力活用に向けた取組のサポート、中山間域等の特性を活かした生産技術等の調査・分析及びこれらの情報・知見を共有する取組等

2 農村型地域運営組織形成推進事業

（1）農村型地域運営組織モデル形成支援

ア 一般型

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用及び生活支援に係る調査、計画作成、実証事業等の取組等

イ 活動着手支援型

農村型地域運営組織の裾野を拓げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援

への着手など、農村型地域運営組織の形成につなげる取組等

ウ 地域連携型

農村型地域運営組織の活動の定着に向けた活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した実証事業の取組等

(2) 農村型地域運営組織形成伴走支援

ア 全国単位における取組

各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行うプラットフォームの整備の取組等

イ 都道府県単位における取組

中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築する取組等

3 「島のめぐみ」プロジェクト推進事業

特色ある離島地域の農畜産物等の新規需要の掘り起こし、ブランド化等を図る取組等

4 棚田地域振興対策推進事業

指定棚田地域振興活動計画（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第8条第2項第1号に規定する「指定棚田地域振興活動計画」をいう。以下同じ。）に基づく、多様な人材の受入体制の整備等の地域振興活動や棚田の維持管理労力の軽減のための小規模な整備に必要な調査・計画等の取組等

第3 事業実施主体

各事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。

1 第2の1の(1)及び(2)のア並びに4の事業

都道府県、市町村又は地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。以下同じ。）

- (1) 目的
- (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- (3) 意思決定方法
- (4) 解散した場合の地位の継承者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計監査及び事務監査の方法
- (7) その他運営に関して必要な事項

2 第2の1の(2)のイの事業

次に掲げる者を全て含む地域協議会

- (1) 2者以上の農業経営体
- (2) 市町村
- (3) 加工又は販売を行う民間団体（農林水産業を営む法人、社会福祉法人、地域協議会、民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）であって、(1)の農業経営体と地域を超えた連携等により新たな取組を実施するもの。

- 3 第2の2の(1)の事業
複数集落を含む地域協議会
- 4 第2の1の(3)、2の(2)のア及び3の事業
民間団体
- 5 第2の2の(2)のイの事業
都道府県

第4 事業実施期間

交付等要綱第3の2及び別表1に定める事業の実施期間は、原則として次の期間を上限とする。

- 1 第2の1の(1)、(2)のイ及び(3)、2の(1)のイ及び(2)のア並びに3の事業の実施期間は、原則として1年間を上限とする。
- 2 第2の1の(2)のア、2の(1)のア及び(2)のイ並びに4の事業の実施期間は、原則として3年間を上限とする。
- 3 第2の2の(1)のウの事業の実施期間は、原則として4年間を上限とする。

第5 計画期間、成果目標及び目標年度の設定

第2の1の(2)のイの事業を実施するに当たっては、計画期間、成果目標及び目標年度を定めるものとする。

- 1 計画期間
計画期間は原則として3年間を上限とする。
- 2 成果目標
事業の成果目標として次に掲げるものを設定するものとする。
 - (1) 全ての農業経営体の総販売額の10%以上の増加又は全ての農業経営体の総生産コストの10%以上の削減
 - (2) 農業経営体の平均販売額が600万円以上又は全ての農業経営体の総販売額が3,000万円以上
- 3 目標年度
目標年度は計画期間の最終年度とする。

第6 事業の公募

第2の1の(3)、2の(2)のア及び3の事業を実施しようとする場合にあっては、農村振興局長が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び交付対象事業の候補の選定を行うものとする。

第7 事業の実施手続等

- 1 第2の1の(1)及び(2)、2の(1)及び(2)のイ並びに4の事業の実施に必要な事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画
ア 農山漁村振興推進計画

本事業を行う場合には、交付等要綱第5に規定する農山漁村振興推進計画(以下「振興推進計画」という。)を提出するとともに、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱及び中山間地農業ルネッサンス事業実施要領(平成29年3月31日付け28食産第6115号食料産業局長通知、平成29年3月31日付け28生産第2153号生産局長通知、平成29年3月31日付け28経営第3205号経営局長通知、平成29年3月31日付け28農振第2276号農村振興局長通知、平成30年3月30日付け29林整森第282号林野庁長官通知)に基づき定める地域別農業振興計画(以下「地域別農業振興計画」という。)が策定されていること。

イ 事業実施計画

事業実施主体は、交付等要綱第6に規定する事業実施計画を第2の1の(1)の事業に取り組む場合は別紙様式第1-1号により、第2の1の(2)のアの事業に取り組む場合は別紙様式第1-2-①号(一般型)により、第2の1の(2)のイの事業に取り組む場合は別紙様式第1-2-②号(地域力活用型)により、第2の2の(1)のアの事業に取り組む場合は別紙様式第1-3-①号(一般型)により、第2の2の(1)のイの事業に取り組む場合は別紙様式第1-3-②号(活動着手支援型)により、第2の2の(1)のウの事業に取り組む場合は別紙様式第1-3-③号(地域連携型)により、第2の2の(2)のイの事業に取り組む場合は別紙様式第1-4号により、第2の4の事業に取り組む場合は別紙様式第1-5号により策定する。事業実施計画は、地域別農業振興計画に即したものとし、事業実施計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標(地域別農業振興計画における地域の目指すべき方向性に即した事業目標)を設けるものとする。ただし、地域協議会が市町村を構成員に含まない場合にあつては、事業実施区域の存する市町村長に対して別紙様式第2号により事業実施計画の内容について意見照会を行い、別紙様式第3号により承認を得ることとする。

(2) 事業の実施手続

ア 事業を実施するに当たっては、事業実施主体は、事業実施計画を策定し、事業実施主体が都道府県にあつては地方農政局長等(北海道にあつては農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。))、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。)に、事業実施主体が市町村又は地域協議会にあつては都道府県知事に別紙様式第4号により提出するものとする。また、事業実施計画の策定に当たっては、本事業の実施によって実現しようとする目標を、第2及び別表1に掲げる事業内容等に対応するように「農山漁村振興交付金の配分基準について」(令和7年6月6日付け7農振第659号農林水産省農村振興局長通知。以下「配分基準通知」という。)の別表1の種別(G1~I4)から選択して定めること。なお、地域独自の目標を追加することもできるものとする。

イ 都道府県知事は、管内の本事業への取組方針を明確にした上で、市町村又は地域協議会から提出された事業実施計画を確認し、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

ウ 地方農政局長等は、ア又はイにより提出された事業実施計画の内容、対象経費等を審査し、交付等要綱、本要領等に照らして適当であると認める場合には承認し、別紙様式第5号により都道府県知事に承認通知を交付するものとする。

エ 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、承認した事業実施計画について、別紙様式第6号により農村振興局長に報告するものとする。

オ 4に定める事業実施計画の重要な変更は、アからエまでに準じて行うものとする。

2 第2の1の(3)、2の(2)のア及び3の事業の実施に必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体は、第6の事業実施提案書の選定を受けてから1ヶ月以内に、交付等要綱第5に規定する振興推進計画を提出するとともに、交付等要綱第6に規定する事業実施計画を別紙様式第7号により策定し、農村振興局長に別紙様式第8号により提出するものとする。

(2) 事業実施計画の策定に当たっては、事業実施計画の期間内に実施する事業によって、実現しようとする目標を設けるものとする。

(3) 農村振興局長は、(1)により提出された事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱及び実施要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

(4) 4に定める事業実施計画の重要な変更については、(3)に準じて承認を行うものとする。

3 第2の事業を実施するに当たっては、事業実施主体は、別紙様式第13号の「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、チェックシートを事業実施計画に添付するものとする。

また、実績報告の際は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、交付等要綱第21の1の実績報告書に添付して提出するものとする。都道府県が事業実施主体となる場合であって、都道府県のみどり認定を担当する部局等がチェックシートの提出を行っている場合には、提出を省略できる。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

GAP認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することで、上記の手続を省略することができる。対象となるGAP認証は、次のとおりとする。

(1) JGAP（農産・畜産）

(2) ASIAGAP

(3) GLOBALG. A. P.

(4) 国際水準GAPガイドラインに準拠し、確認体制を有する都道府県GAP（ただし、農産のみ。）

（参考）

対象となる都道府県 GAP は、次の農林水産省のウェブサイトに掲載しているので、参考とされたい。

○国際水準 GAP ガイドラインに準拠した GAP

https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_guidelines/index.html

4 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業費の3割以上の増減
- (2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更
- (3) 事業の廃止

第8 配分基準

国は、配分基準通知第2に規定する別紙様式農山漁村振興推進計画(案)について、配分基準通知に掲げる評価項目に定める基準によるポイント、事業内容等を踏まえ、配分対象となる事業実施主体を特定した上で、予算額の範囲内で配分額を決定する。

なお、同一のポイントを獲得した事業実施主体が複数ある場合には、交付金額の小さい順に配分する。

第9 助成

交付等要綱別表1の事業区分欄(2)中山間地農業推進対策に係る事業内容、経費の欄の農村振興局長が別に定める事業の実施に要する経費は、別表2のとおりとする。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

第10 実施基準等

以下の基準に適合するものであること。

- 1 事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準とし、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。
- 2 事業実施計画の事業目標が適正に設定されていること。

第11 事業の評価

第2の1の(1)及び(2)、2の(1)並びに4の事業の評価については、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施主体は、事業完了年度までの毎年度(第2の1の(2)のイの事業にあっては、第5の3の目標年度までの毎年度(目標年度より前の年度に成果目標を達成した場合は、当該年度をもって事業の評価を終了できるものとする))、事業実施計画に定められた目標(第2の1の(2)のイの事業にあっては、成果目標)の達成状況等について評価を行い、評価結果を別紙様式第9号及び別紙様式第10号により、事業実施主体が都道府県である場合にあっては地方農政局長等に、事業実施

主体が市町村又は地域協議会である場合にあつては都道府県知事に報告するものとする。ただし、事業実施主体が市町村を構成員に含まない地域協議会である場合にあつては、事業実施区域の存する市町村長に対して別紙様式第2号により事業の評価内容について意見照会を行い、別紙様式第3号により承認を得た上で提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、1により市町村又は地域協議会から報告のあった事業評価を確認し、目標が未達成の場合（第2の1の（2）のイの事業にあつては、目標年度に成果目標が未達成の場合）は、事業実施主体に対して改善指導を行うものとする。改善指導を受けた事業実施主体は、別紙様式第11号により改善計画を作成し、都道府県知事に報告するものとする。改善計画の報告を受けた都道府県知事は、改善計画を取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。ただし、事業実施主体が市町村を構成員に含まない地域協議会である場合にあつては、事業実施区域の存する市町村長に対して別紙様式第2号により改善計画内容について意見照会を行い、別紙様式第3号により承認を得た上で提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、1により都道府県知事から報告のあった事業評価を確認し、目標が未達成の場合（第2の1の（2）のイの事業にあつては、目標年度に成果目標が未達成の場合）は、都道府県知事に対して改善指導を行うものとする。
- 4 3により指導を受けた都道府県知事は、別紙様式第11号により改善計画を地方農政局長等へ提出するものとする。
- 5 事業の評価については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等の総合的評価を行うものとする。
- 6 1の報告は、事業開始年度の翌年度から事業完了年度（第2の1の（2）のイの事業にあつては、目標年度）の翌年度まで、毎年度5月末日までに行うものとする。
- 7 2又は4により、都道府県知事から改善計画の提出を受けた地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、当該改善計画を速やかに農村振興局長に報告するものとする。

第12 補助金の返還

- 1 地方農政局長等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求め得る事情が確認された場合には、事業実施主体が都道府県である場合にあつては、都道府県に対し、改善に向けた指導を行い、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあつては、都道府県に対し、市町村又は地域協議会に対し改善に向けた指導を行うよう求めるものとする。
- 2 地方農政局長等は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、1の指導の結果においても改善されない若しくは改善の見込みがない場合又は第11の2若しくは4の規定により提出した改善計画が履行されず、今後も改善が見込まれない場合には、事業実施主体が都道府県である場合にあつては、都道府県知事に対して交付した交付金の全部又は一部の返還を求める措置を講ずることとし、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあつては、都道府県知事に対し、市町村又は地域協議会に対して交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるよう求めるものとする。

- 3 都道府県知事は、2により市町村又は地域協議会から交付金の返還があった場合には、交付金を国に返還するものとする。

第13 事業の状況報告

事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

第14 事業評価の事後評価

事業の中長期的な評価のため、地方農政局長等は、事業実施主体に対して事業完了年度又は目標年度の3年後にアンケート等の事後調査を実施することとし、事業実施主体は、これに可能な限り協力するものとする。

第15 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる1から9までの施策との連携に努めるものとする。

- 1 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づく輸出事業計画に位置付けられた施策
- 2 世界農業遺産及び日本農業遺産の認定地域における取組
- 3 地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた施策
- 4 デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている地域における地域資源やデジタル技術を活用した社会解決・地域活性化に関する施策
- 5 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた施策
- 6 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に定める国土強靱化地域計画に基づく施策
- 7 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画と連携した取組
- 8 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第22条第1項に基づき、市町村が策定した特定居住促進計画に位置付けられた施策
- 9 みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して策定した有機農業実施計画または「オーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について（令和7年10月30日付け7農産第3153号農産局長通知）」に基づき認定された有機農業実施計画に事業実施主体が位置付けられており、かつ本事業の取組内容が当該計画に記載された取組

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1

事項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
1 中山間地農業ルネッサンス推進事業	<p>(1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援</p> <p>ア 地域の特色を活かした創意工夫にあふれる取組 関係団体や地域住民を対象とした地域づくり等の研修会、検討会等の開催、関係人口拡大のための情報発信策の検討 等</p> <p>イ 所得向上や担い手の定着に向けた活動 普及指導員と連携した新規作物の導入試験、地域リーダー発掘・育成のための研修参加等</p> <p>ウ 地域の所得向上に向けた体制整備等への取組 マーケット調査、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備への支援、市場動向を踏まえた新規作物導入の検討 等</p> <p>エ 説明会・懇談会の開催 関係地区や地域ごとの取組事例の説明会・勉強会、有識者を交えての懇談会 等</p> <p>(2) 元気な地域創出モデル支援</p> <p>ア 一般型</p>	<p>中山間地域等を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。</p>	<p>定額とする。</p> <p>ただし、具体的な事業内容欄の(2)のアの元気な地域創出モデル支援(一般型)の助成額の上限は、事業実施主体当たり助成単価(年標準額1,000万円)に当該支援の事業年数を乗じた額とする。</p> <p>また、(2)のイの元気な地域創出モデル支援(地域力活用型)の助成額の上限は、事業実施主体当たり助成単価3,000万円とし、(2)のイの(イ)のaの生産環境条件の整備に必要な農業用機械等の導入のうち農業用機械等を購入する場合の補助率は1/2以内とする。</p> <p>具体的な事業内容欄の(3)地域力活用サポート事業の助成額の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるもの</p>

	<p>地域別農業振興計画の実現に向け、次のモデルメニューにより、調査、計画作成又は実証に関する取組を支援。優良事例の創出を加速させ、事例の横展開を推進。</p> <p>(ア) 収益力向上に関する取組 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上</p> <p>(イ) 販売力強化に関する取組 高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化</p> <p>(ウ) 農用地保全に関する取組 棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践</p> <p>(エ) 複合経営に関する取組 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践</p> <p>(オ) 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援の取組</p> <p>イ 地域力活用型 地域別農業振興計画の実現に向け、次のモデルメニューにより、地域外の人材や企業等</p>		<p>とする。</p>
--	--	--	-------------

	<p>と連携して行う地域力活用に向けた調査、計画作成及び実証に関する取組を支援。省力化作物及び新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備を支援。</p> <p>(ア) 地域力活用に向けた実証</p> <p>a 農業経営体の人材確保・育成に向けた取組</p> <p>人材確保・育成に関する研修会の実施等、地域の労働力確保を図る活動等</p> <p>b 生産技術の習得・経営分析など新たな取組</p> <p>新たな生産技術の習得、生産現場における各種データの数値化等</p> <p>c 省力化作物や新たな栽培技術等の導入</p> <p>省力化作物の導入、スマート農業技術の導入、環境に配慮した農業等の導入等</p> <p>d 地域の農産物を活用した商品開発</p> <p>農作物の付加価値及びブランド価値の向上に向けた地域の農産物を活用した商品開発の取組等</p> <p>e 作物栽培から販路確保までの一体的な取組</p> <p>生産・加工・流通・販売に関する地</p>		
--	--	--	--

	<p>域経済の好循環に資する取組等</p> <p>(イ) 省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備</p> <p>a 生産環境条件の整備に必要な農業用機械等の導入</p> <p>農業経営体を実施する農作物の生産、加工等に関する農業用機械等の導入</p> <p>b 生産環境条件の整備（ほ場及び施設）</p> <p>実証に必要なほ場条件の改善、農業用ハウス等の施設の高機能化等</p> <p>c 鳥獣被害防止対策</p> <p>実証に必要な緩衝帯の設置、デジタル技術等を活用した鳥獣検知の取組等</p> <p>d 専門家等による助言</p> <p>作物栽培環境や作物の生育に関する大学・研究機関等の専門家等による助言等</p> <p>(3) 地域力活用サポート事業</p> <p>各地域における地域力活用に向けた取組のサポート、中山間地域等の特性を活かした生産技術等の調査・分析及びこれらの情報・知見を共有する取組等</p>		
--	---	--	--

	<p>※ 上記（１）のウのうち営農戦略・販売戦略の策定、新規作物導入の検討、（２）のアの（ア）のうち高収益作物の導入、生産、販売及び（イ）の取組はマーケット調査と併せて実施しなければならない。ただし、既にマーケット調査を行っている場合はこの限りではない。</p> <p>※ 上記（２）のアの（オ）に取り組むに当たっては、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること。</p>		
<p>2 農村型地域運営組織形成推進事業</p>	<p>（１）農村型地域運営組織モデル形成支援 ア 一般型 地域の将来ビジョンに基づき、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村型地域運営組織の形成を推進するため、以下の取組に係る調査、計画作成又は実証に関する取組を支援する。また、当該取組のうち、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画をいう。）と連携した（ア）の取組に係る調査、計画作成又は実証に関する取組を行う場合には、「地域計画連携タイプ」として支援する。 （ア）農用地保全に関する取組</p>	<p>中山間地域等を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。 あわせて、地域計画連携タイプの場合にあつては、地域計画策定区域で、地域計画と連携した農用地保全を実施するモデル的な取組であること。</p>	<p>定額とする。 ただし、具体的な事業内容欄の（１）のアの一般型の助成額の上限は、事業実施主体当たり助成単価（令和7年度以前からの継続地区については年標準額1,000万円（地域計画連携タイプは1,200万円）、令和8年度以降、新たに事業着手する地区については年標準額500万円（地域計画連携タイプは600万円））に当該支援の事業年数を乗じた額とする。</p>

	<p>持続的な農用地の保全</p> <p>(イ) 地域資源活用に関する取組 農産物を含む地域資源の活用</p> <p>(ウ) 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援</p> <p>イ 活動着手支援型 農村型地域運営組織の裾野を拓げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村型地域運営組織の形成につなげる取組を支援する。</p> <p>ウ 地域連携型 農村型地域運営組織の活動の定着に向けた活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した実証事業等の取組を支援する。</p> <p>(2) 農村型地域運営組織形成伴走支援 効率的な農村型地域運営組織の形成及び都道府県単位の持続的な推進体制構築のため、以下の取組を支援する。</p> <p>ア 全国単位における取組 各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行うプラットフォームの整備の取組等</p> <p>イ 都道府県単位における取組 中間支援組織の育成等を通じた都道府県単</p>		<p>(1) のイの活動着手支援型の助成額の上限は200万円とする。</p> <p>(1) のウの地域連携型の交付率は1/2以内とする。助成額の上限は、事業実施主体当たり助成単価(年標準額375万円)に当該支援の事業年数を乗じた額とする。</p> <p>具体的な事業内容欄の(2)ア 全国単位における取組の助成額の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>
--	---	--	--

	<p>位における伴走支援体制を構築する取組等</p> <p>※ 上記（１）の取組は次の事項に該当するものでなければならない。</p> <p>１ 農用地保全、地域資源活用及び生活支援に関する地域の将来ビジョンが策定されている又は事業実施初年度に策定されることとされていること（（１）のア及びウに限る。）。</p> <p>２ 生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること。</p> <p>３ 活動継続計画（本事業実施後の協議会の活動方針、具体的な活動内容、活動経費（活動に要する運営資金、地方公共団体等からの支援内容）、活動拠点、工程表等を示した計画）を事業実施最終年度までに策定すること（（１）のウに限る。）。</p>		
<p>3 「島のめぐみ」プロジェクト推進事業</p>	<p>離島地域の農畜産物等について、販路開拓・拡大やブランド化の推進等を図るための実証に関する取組を支援する。</p> <p>なお、離島地域とは、以下の地域のことをいう。</p> <p>（１）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対</p>	<p>離島地域の農畜産物等の全国展開に資する取組であること。</p>	<p>定額とする。</p> <p>ただし、助成額の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>

	<p>策実施地域</p> <p>(2) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄</p> <p>(3) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島</p> <p>(4) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島</p>		
<p>4 棚田地域振興対策推進事業</p>	<p>「関係人口」の創出・拡大等による棚田地域の振興を図るため、指定棚田地域振興活動計画に基づく以下の取組を支援する。</p> <p>(1) 棚田地域振興活動</p> <p>指定棚田地域振興活動計画の実施に向けた多様な人材の受入体制の整備、人材確保・育成のための外部講師派遣、優良事例や先進的な取組の視察・勉強会、情報発信、企業とのマッチング、棚田オーナー制、体験学習、企業研修受入れ、地元大学との連携、特産品の加工・販売、商品開発、その他イベントの実施等</p> <p>(2) 調査・計画</p> <p>棚田の維持管理労力の軽減のための小規模な整備に必要な測量設計等の調査・計画等</p>	<p>指定棚田地域振興活動計画の認定を受けていること。</p>	<p>定額とする。</p> <p>ただし、助成額の上限は、事業実施主体当たり助成単価(年標準額50万円)に当該支援の事業年数を乗じた額とする。</p> <p>また、年度当たり事業費が100万円を下回る場合、助成額は当該事業費に1/2を乗じた額とする。</p>

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の交付対象経費

（1）第2の1の（1）及び（2）のアの事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬 給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な工事費
	測量設計費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な工事に係る調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械賃料・機械器具費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械器具のリース・レンタル費又は購入費（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(2) 第2の1の(2)のイの事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬 給与、 職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・ 機械・施設 等整備費	工事費	・事業の実施に必要な工事費
	測量設計費	・事業の実施に必要な工事に係る調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械賃料・ 機械器具費	・省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備に必要な農業用機械等のリース・レンタル費又は購入費（購入する機械等は、原則として新品とすることとし、既存機械等の代替として同種・同能力のものを再整備すること（いわゆる更新と見込まれる場合は、本事業の補助の対象外とする。）、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(3) 第2の2の(1)及び(2)のイ並びに4の事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	・事業の実施に必要な工事費
	測量設計費	・工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械賃料・機械器具費	・事業の実施に必要な機械器具のリース・レンタル費又は購入費(リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。)、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(4) 第2の1の(3)、2の(2)のア及び3の事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費